飲用井戸等の管理

１．井戸水を飲用する皆さまへ

個人住宅や五十人未満の集合住宅の飲用井戸等は、法令による規制を受けないため、設置者が自ら衛生管理をしなければなりません。原則として設置者が水質を確認したうえで自己責任で飲用してください。

井戸は掘った深さや掘った場所の土壌の状態など井戸ごとにさまざまであり、経年変化する可能性があります。下記を参考とし、飲用井戸等を適正に管理するよう努めてください。

２．維持管理

・井戸やその周辺に、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。

・井戸やその周辺の点検を定期的に行って、清潔の保持に努めましょう。

・井戸を新たに設置した時は、水質基準の全項目（５２項目）の水質検査を行い、安全を確認してから飲用しましょう。なお、塩素消毒を実施していない場合等は消毒副生成物と臭気物質を省略することができます。

水質基準項目一覧（PDF：232.3KB）

水質検査をされた飲用井戸の設置者の皆様へ（PDF：1,279KB）

・集合住宅等で受水槽などを設置している場合は、受水槽の点検を定期的に実施し、年に１回は清掃を行いましょう。

・１年に１回以上、水質検査を実施しましょう。

・飲用井戸の衛生確保は、設置者自らが実施していただくことになりますので、適正な管理に努めてください。 飲用にあたっては、千葉県が発行している「飲用水を飲用する皆さんへ」のリーフレットを参考にしてください。

井戸水を飲用する皆様へ（リーフレット）（PDF：1,819.4KB）

３．水質検査機関

水質検査を依頼されたい方は、下記をご覧ください。

飲用井戸に係る水質検査機関一覧（PDF：154.7KB）

有機フッ素化合物（PFOS、PFOA 等）水質検査機関一覧（PDF：381.2KB）

検査機関により、受付方法や検査料金等が異なります。
出張採水については、検査料金とは別に採水のための費用がかかる場合があります。
また、日時の指定がないこと等、実施できる条件が限られる場合があります。
詳しくは、必ず各検査機関までお問い合わせください。
なお、市や保健所では飲用井戸等に伴う水質検査業務は行っておりません。

４．飲用井戸等の水質検査について

日頃から色・濁り・臭い・味などの異常に注意し、１年に１回定期的に水質検査を受けて、飲用に適しているかどうか確認しましょう。井戸水等の検査の目的は、周囲の環境から汚染されていないかどうかを調べるもので、汚染の目安となる検査項目（一般項目）は次のとおりです。

なお、新たに井戸水を飲み水として使い始めるときには、飲み水として適するかどうかを判断するため、水道法の水質基準に準じた水質検査を実施する必要があります。

（１）一般項目（１１項目）

定期の水質検査項目（11 項目）の解説

１．一般細菌

必ずしも全てが病原菌ではありませんが、多数の細菌が検出された場合は、し尿、下水、汚水等による汚染の可能性があります。

基準：１ミリリットルの検水で形成される集落数が１００以下であること
対策：煮沸後飲用、塩素滅菌器等の設置

２．大腸菌

人や動物の腸管内に生息しており、検出された場合は、人畜の糞便等による汚染の可能性があります。大腸菌はときに日和見感染を起こし、また、病原性大腸菌は消化器系感染を発症することがあります。

基準：検出されないこと

対策：煮沸後飲用、塩素滅菌器等の設置、施設の環境調査

３．亜硝酸態窒素

窒素肥料、腐敗した動植物、し尿、下水、汚水等による汚染の指標となります。基準値を超えた水を乳幼児等が摂取すると、ヘモグロビン血症になり、チアノーゼ症状を起こすおそれがあります。

基準：０.０４ミリグラム毎リットル以下であること

対策：逆浸透膜法または、イオン交換法による除去装置の設置

４．硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

窒素肥料、腐敗した動植物、し尿、下水、汚水等による汚染の指標となります。基準値を超えた水を乳幼児等が摂取すると、ヘモグロビン血症になり、チアノーゼ症状を起こすおそれがあります。

基準：１０ミリグラム毎リットル以下であること

対策：逆浸透膜法または、イオン交換法による除去装置の設置

５．塩化物イオン

ほとんどの自然水に含まれていますが、し尿、下水、海水、工場廃水の混入によって増加する場合があり、これらによる汚染の指標となります。２５０ミリグラム毎リットル以上では、塩味を感じると言われています。

基準：２００ミリグラム毎リットル以下であること

対策：逆浸透膜法または、イオン交換法による除去装置の設置

6. 有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）

水中の有機物に含まれる炭素の量を示します。土壌に起因する他、し尿、下水、工場廃水の混入によって増加し、有機性汚濁の指標となります。全有機性炭素（ＴＯＣ）の量の値が大きな水は、有機物含有量が多いことを示し、下水や動物の糞便などによって汚染された可能性があります。原因物質によって色、臭い、味に影響を与えます。

基準：３ミリグラム毎リットル以下であること

対策：活性炭処理または、逆浸透膜法による除去装置の設置

７．ペーハー値

ペーハー値は、水の酸性、アルカリ性を示すのもで、７が中性で、７より小さくなるにつれ酸性が強くなり、７より大きくなるにつれてアルカリ性が強くなります。通常は中性付近の数値ですが、異常値を示す場合は、工場廃水等の可能性があります。

基準：５.８以上８.６以下であること

８．味

地質に由来する他、下水、汚水、工場廃水の混入、水道管の材質等によって異常となることがあります。

基準：異常でないこと

対策：活性化炭処理装置の設置

９．臭気

地質に由来する他、下水、汚水、工場廃水の混入、水道管の材質等によって異常となることがあります。

基準：異常でないこと

対策：活性化炭処理装置の設置

１０．色度

フミン質、鉄、マンガン等の影響や、化学工場等の廃水による汚染の指標になります。

基準：5 度以下であること

対策：活性化炭処理装置の設置、除鉄、除マンガン装置の設置

１１．濁度

粘土系の濁質による場合が多いですが、給水管等の欠陥による汚濁物質の混入が原因の場合もあります。

基準：２度以下であること

対策：ろ過装置の設置等

（２）水質基準項目（５２項目）

水質基準項目一覧（PDF：232.3KB）

５．水道水の利用のすすめについて

君津広域（木更津市・君津市・富津市・袖ケ浦市）の水道は、法で定められた水質項目の検査が定期的に実施され、いつでもきれいで安全な水を供給できるよう管理されています。現在、井戸水を利用されている家庭でも、水道が利用できるところでは、少なくとも飲み水については、水道に切り替えられることをおすすめします。

＊＊＊　お問合せ　＊＊＊
君津郡市広域市町村圏事務組合
企画財政課　企画財政係
木更津市新田３－２－２７
Tel　0438-25-6121
Fax　0438-22-7559

TOP

© 2026 君津郡市広域市町村圏事務組合 All Rights Reserved